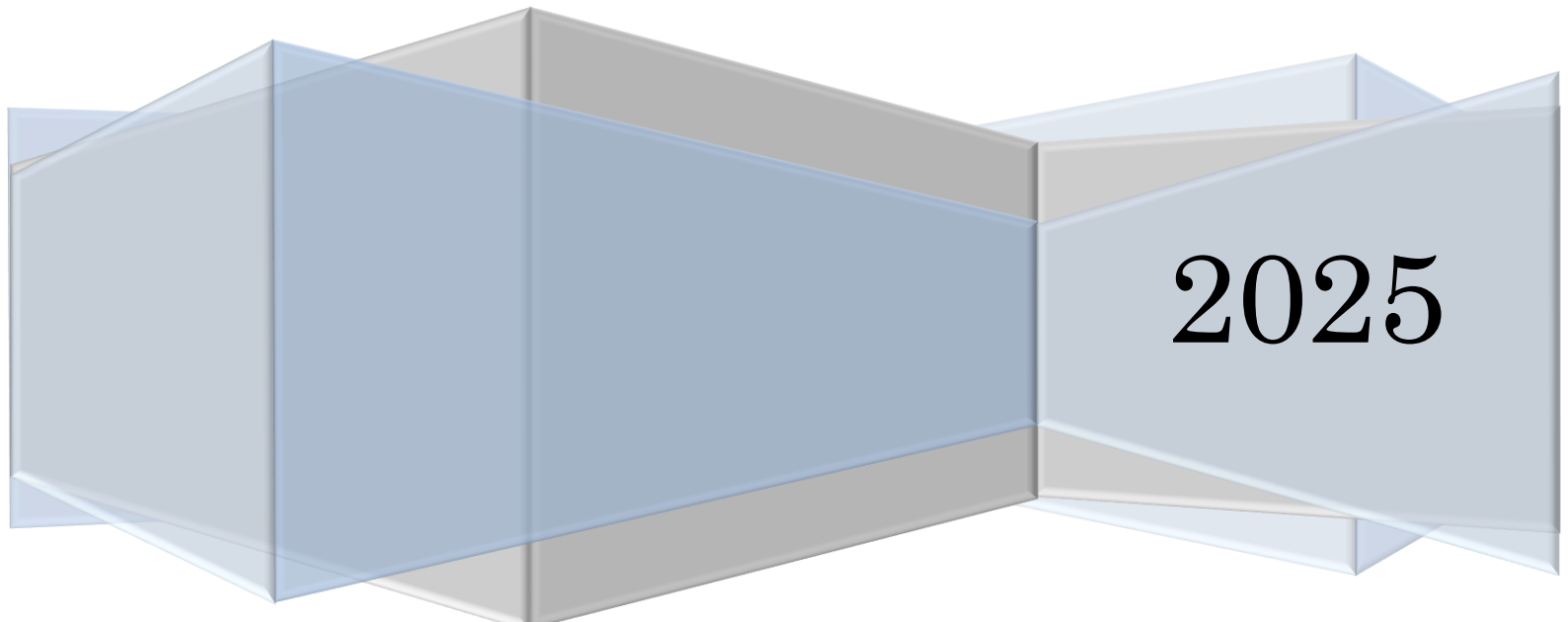


学校いじめ防止基本方針

柏市立柏高等学校

いじめ防止対策推進委員会



2025

第1章 いじめ防止等に関する基本的な考え方

1 基本理念 <いじめ防止対策推進法（以下法） 第3条（基本理念）第4条（いじめの禁止等）>

互いに認め合い、自己有用感を持って生き生きと生活できるような学校では、いじめは起きにくい。本校は部活動が盛んで、県大会で上位入賞し、関東大会や全国大会に出場する部活動も数多い。また、国際教養クラスを中心に国際交流活動や語学研修も盛んであり、様々な場面でそれぞれ生徒の特質を生かした有意義な活動が行われている。

しかし、日々の生活の中で友人関係のトラブルや学習の遅れ、過度の競争意識など生徒が直面するストレスは多様であり、本校生徒も同様の悩みを少なからず持っている。いじめは、生徒を孤立させ、生徒に身体的・精神的な苦痛を与え、生徒の人権を踏みにじる行為であり、絶対に許されないことである。

本校は「清く やさしく より高く」を校訓に、清純な心を持ち、やさしさと思いやりを大切にし、より高い理想に向かって自分を高めていくことができる生徒の育成を目標としている。いじめは、この目標の達成を著しく阻害するものであり、本校の教育の本質を見失わせるものであるという認識を全職員が持ち、いじめのない学校づくりのために、以下の共通認識を持って全力で取り組む。

- (1) いじめはどの生徒にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害であり、学校は、いじめの未然防止、早期発見、迅速な対処のための方策を組織的・計画的に講じ、生徒が安心して学校生活を送れるように最大限努める。
- (2) 学校は、生徒の情操と道徳心を培い、規範意識を養い、自尊心を育むよう努め、いじめは絶対にしてはならないということを生徒に認識させる。教職員においても、いじめが疑われる事実に対してこれを放置したり助長したりすることのないよう十分に留意する。
- (3) いじめへの対処においては、いじめを受けた生徒の生命を保護すること及びいじめにより心身に受けた影響からの回復を図ることを特に重視する。
- (4) 学校は、いじめを受けている生徒の立場に立ち、おかれている状況に応じて最大限の必要な配慮を行う。
- (5) いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたっては、正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わないように、保護者、柏市教育委員会その他、必要に応じて関係諸機関と連携して、いじめ対策を推進する。

2 いじめの定義 <法 第2条(定義)>

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 留意事項

- ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。
- イ いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が、限定して解釈されることのないように努める。
- ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえる。
- エ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「いじめ防止対策推進委員会」を活用して行う。
- オ 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。
- カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- キ インターネット上で悪口を書かれた生徒がいて、当該生徒がそのことを知らずにいる場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえて適切な対応をする。
- ク いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するい

じめに該当するため、事案をいじめ防止対策推進委員会へ情報共有することは必要となる。学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

- ケ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、教育的な配慮や被害者の意向を配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる。
- コ いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、所属する集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成に努める。

（２）具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品をたかられる
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

３ いじめ防止のための組織 ＜法 第 22 条(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)＞

（１）名 称 いじめ防止対策推進委員会

- （２）構 成 [平常時] 校長，教頭，生徒指導主事，学年主任，養護教諭，教育相談担当教諭，スクールカウンセラー，保護者の代表（２名）の１２名で構成する。
そのうち，以下のメンバーで事務局を構成する。
教頭，生徒指導主事，養護教諭

[重大事態発生時] 事務局＋関係学年主任＋関係学年職員

（その他必要に応じて委員及び関係職員等を加える。）

（３）役 割 ＜千葉県いじめ防止対策推進条例 第 8 条(学校及び学校の教職員の役割)＞

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施
- ウ 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核的役割

- エ いじめの早期発見のため、相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- オ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- カ 学校のいじめに係る状況及び対策について家庭や地域に情報提供するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組の推進
- キ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、アンケート調査や面談等により、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等、組織的な対応をするための中核としての役割
- ク 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

第2章 いじめの未然防止 ＜法 第15条(学校におけるいじめの防止) 第19条(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進＞

生徒やクラスの様子を日頃から注意深く観察し、いじめの兆候を見逃さないことは大変重要なことであるが、いじめの未然防止という観点からいえば生徒の様子がおかしくなる前に、いじめを行う生徒を出さないための取組をすることが必要である。人から認めてもらふ事や人に必要とされているという自己有用感を高めるための取組がいじめを生まない集団づくりには欠かせない。また、規律正しい集団であることがいじめを生まない重要な要素であり、本校においては「挨拶・礼儀」「時間厳守」「清掃」の三本柱を引き続き徹底していく。

1 自己指導能力の獲得を目指したわかる授業の工夫

- (1) 生徒が主体的に参加し、積極的に活躍できる授業を行うための方策を各教科で研究・実践する。(研究協議会)
- (2) 6月の保護者公開授業期間に、生徒指導の観点から教職員が互いに授業を参観し合い、学年及び教科で検討・改善を行う。(相互授業参観)
- (3) 学習指導及び生徒指導について管理職は積極的に授業観察を行い、指導・助言する。(授業観察)
- (4) 理解の遅れている生徒や授業に集中して取り組めない生徒がいないか常に注意をはらい、個別指導や面談を行うなどの手立てを講じる。(生徒観察・個別対応)
- (5) 授業評価アンケートを行い、評価・改善・実施・計画のサイクルで質の向上を図る。(授業評価)

2 規律正しい生活の実践

- (1) 本校の三本柱である「挨拶・礼儀」「時間厳守」「清掃」の徹底を全職員で推進し、生徒への浸透を図る。朝の立ち番による声かけや清掃活動の充実を図る。
- (2) 各教科担当者は、授業開始時に授業準備やチャイム着席の指導を行い、しっかりと開始・終了の礼をする習慣をつけさせる。
- (3) 授業中の作業的活動や班別活動、発表等を増やし、参加・活躍の場を与え、生徒が主体的に学ぶ授業環境をつくる。

3 良好な学級集団づくり

- (1) ホームルームにおける話し合い活動を充実させる。
- (2) 担任が生徒と接する時間を確保する。また、生徒への温かい声かけを心がけ、認めてあげることにより、一人一人の自尊感情を高める。
- (3) 学年で試行的に希望があれば、学級集団状況調査（Hyper-Qu など）を行う。

4 道徳教育・人権教育・SOSの出し方教育の推進

- (1) 教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することを全職員が認識し、差別やいじめが起こらないような風土づくりに率先して取り組む。
- (2) 道徳教育を年間計画に沿って組織的に実施する。
- (3) 「いのちを大切にするキャンペーン」「いじめゼロ宣言」などで、生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し、「話す勇気」「止める勇気」の醸成を図る。
- (4) インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として、情報モラルやサイバー犯罪等の講演会を実施する。
- (5) ネットパトロールの実施についての情報提供及び注意喚起を行う。
- (6) 人権教育委員会の企画する人権講話を、外部講師を招くなどして実施する。
- (7) いじめに関する事例や家庭において見逃せないサインを文章やチェックリストにして家庭に配付する。

5 特別活動の充実

- (1) 学年や部活動を核として規律正しさを全生徒へ浸透させるとともに、体験活動や奉仕活動への積極的な参加により、思いやりの心と自己有用感の向上を図る。（実践例として、障害者バドミントン（パラバドミントン）体験を実施している。）部活動においては、勝利至上主義に陥らずに、活動の教育的意義が生かされるような指導を心がける。
- (2) 生徒会に「いじめ撲滅キャンペーン」や「いじめ防止ポスター」などのいじめ防止に向けた取組を推進してもらうよう働きかける。
- (3) 委員会活動を活発化させ、生徒の活躍の場をつくる。

第3章 いじめの早期発見 <法 第16条(いじめの早期発見のための措置)>

早期発見の基本は生徒観察であるが、決して教員の前では行わないのがいじめでもある。しかし、いじめを受けている側にとっては大変な苦痛であり、多くの場合、様子の変化やSOSを発している。心身の不調を訴え、不登校や進路変更となってしまうのは最悪であり、少しでも早く発見し、適切に対処することが必要不可欠である。

1 早期発見のための指導

- (1) いじめは許されない行為であり、被害を訴える行為は正当なものであるという認識を生徒に持たせるよう日頃から指導する。生徒がいじめを訴えやすいような雰囲気づくりに努める。
- (2) 学校のいじめ相談窓口を生徒及び保護者に周知する。

2 情報収集

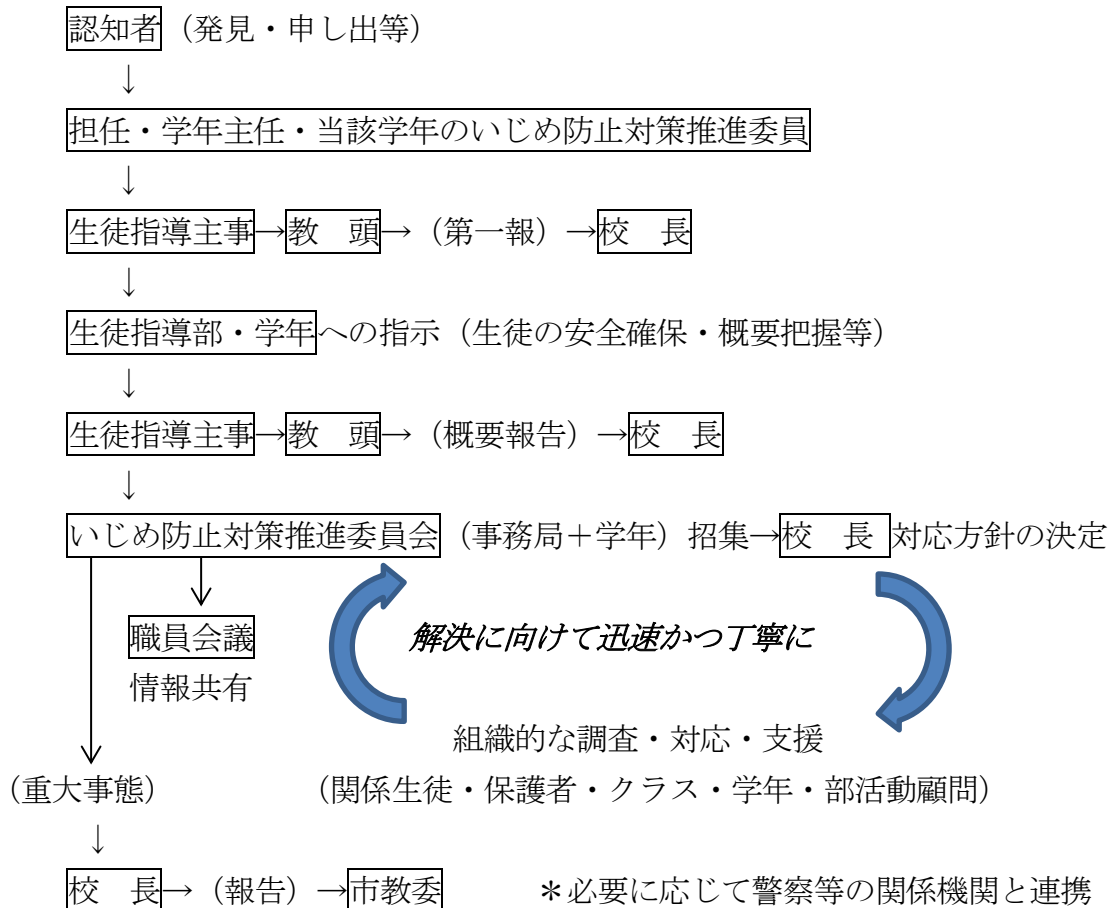
- (1) 年3回(5月・10月・1月(2月))、学校生活実態調査や学校評価、健康調査などの中にいじめに関する内容を含めてアンケートを実施する。
- (2) 学校生活アンケートを実施していない月には、お悩み相談アンケートを実施する。
- (3) 養護教諭・スクールカウンセラーからの情報を、学年及びいじめ防止対策推進委員会が常に共有するようにする。
- (4) 学校のいじめ相談窓口への相談内容を共有する。
- (5) いじめの初期の段階では、生徒は何気ない言動の中で精一杯いじめを訴えている場合が多く、担任や学年職員がそれに気づく洞察力を持つことが大変重要である。担任は、様々な場面における生徒の様子を観察し、いじめの芽となる行為がないか注意をはらう。生徒の服装や怪我などについても注意深く観察する。(机・靴箱・ロッカー・服装・あざ・表情・孤立・からかい・ふざけあい・落書き・忘れ物・成績低下・ものがなくなる・悪口・ネットへの書き込み…)
- (6) 気になる生徒に対して担任やカウンセラー等が面談を学期に一度実施する。
- (7) STANDBYを導入し、早期発見に努める。

第4章 いじめを認知したときの対応 <法 第23条(いじめに対する措置)>

いじめが起こっていることを認知したとき、「即時対応する」「事実を正確に把握する」「現状の被害を取り除く」「被害を拡大させない」「人間関係の修復」「再発防止」などを念頭に置き、被害生徒が安心して学校生活を送れるように、細かな配慮のもと解決に向けた様々な手立てを講じる必要がある。

1 即時対応

- (1) いじめ防止対策推進委員と当該学年職員により実態調査の方針及び方法を検討し、迅速かつ正確に事実関係の把握と関係生徒等への対応に努める。
- (2) 報告・連絡体制は次のとおりとする。



※重大事態の基準

ア いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には迅速に調査する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査をする。

2 事実関係の把握

(1) 事実を正確に把握するために、話を聞く担当者を以下のア～カに分担して組織的に調査する。

- ア いじめを受けた生徒
- イ いじめを行ったとされる生徒
- ウ 傍観者およびその他のクラスの生徒
- エ 同じ部活動の生徒
- オ いじめを受けた生徒の保護者
- カ その他

(2) 聞き取り調査に際しては複数の職員で対応し、威圧的にならないよう注意し、長時間に及ばないように配慮するとともに、トイレ休憩・食事時間等を適切にとる。

(3) 学校が組織的に動いていることを加害生徒や周囲の生徒に認識させることによって、虚偽の説明や報復等が起こらないようにする。

3 生徒への支援と指導

(1) 被害生徒への支援

- ア 被害生徒の苦しみに対して共感的理解を持って接し、学校は「あなたを全力で守り抜く」という姿勢を伝える。
- イ 本人及び保護者に対して具体的に対応策を説明する。
- ウ 物理的にも精神的にも安心できる環境を確保する。
- エ 孤立しないよう他の友人からのアプローチを働きかけたり、人間関係の修復のための生徒への働きかけを行う。
- オ 必要に応じて教育相談やカウンセリングを勧める。

(2) 加害生徒への支援・指導

- ア いじめは絶対に許されない人権侵害であるということを分からせる。
- イ 自分の行った行為が人の心身を傷つけているということを丁寧に説明し、いじめに該当する行為であることを理解させる。
- ウ いじめを受けた生徒の気持ち・苦しみを理解させ、人間関係の修復のためにどうしたらよいか考えさせる。
- エ 状況によっては、特別指導や懲戒による指導、警察や児童相談所との連携指導を行う。
- オ 必要に応じて、カウンセリングを行う。

(3) 傍観者への支援・指導

- ア 「いじめをやめろ」と言ったら自分がいじめの対象になってしまうという恐怖感を持たなくてよい集団になるように、日頃からいじめを止めさせるための行動をとることの重要性を認識させる。
- イ いじめに気付いた場合、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせるように指導する。
- ウ 共謀していじめたり追い打ちをかけたり、囃し立てたりするなど、いじめを積極的に助長する行為は加害生徒と同等であることを理解させる。
- エ 見て見ぬ振りをすることは、クラスメイトを裏切る残酷な行為であるということを目覚めさせる指導を行う。

4 保護者対応

(1) 被害生徒の保護者

- ア 子どもがいじめられているということは大変悲しいことであり、子どもと同じくらい心を痛めていると全職員が認識して、対応する。
- イ 複数の職員で対応し、学校は解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- ウ 事実を正確に伝える。
- エ 保護者や生徒の意見・要望を聞いて配慮事項に生かす。

(2) 加害生徒の保護者

- ア 事実を正確に伝える。
- イ いじめの定義について説明し、子どものやったことがいじめに該当することを理解してもらう。
- ウ 保護者がいじめをふざけ合い程度の簡単なことと考えることのないよう法律も踏まえて説明する。いじめは人権侵害であり、決して許されない行為であることを理解してもらう。
- エ 学校は生徒を育て導く場であり、いじめを行った生徒も例外ではないことを伝え、家庭と協力する体制をつくる。

(3) 関係生徒の保護者

- ア 保護者間で対立が起きないように、必要に応じて学校が関係保護者に対して事実関係を説明する機会を設け、正確に事実のみを説明する。
- イ 保護者が一丸となって全ての生徒を助け、互いが良好な関係に修復されるように力を出し合うことの合意を得る。

第5章 その他

1 相談・通報

(1) 校内相談窓口

ア いじめ相談委員等の掲示物

いじめ相談委員の紹介，およびスクールカウンセラーの来校予定日を記載した掲示を行う。

イ 窓口担当者：いじめ防止対策推進委員会のメンバーがこれに当たる。

(2) 外部相談窓口

ア 千葉県子どもと親のサポートセンター	☎0120-415-446
イ 24時間子供SOSダイヤル	☎0120-0-78310
ウ 千葉いのちの電話	☎043-227-3900
エ 柏市教育委員会 児童生徒課	☎04-7191-7210
オ 柏市少年補導センター	☎04-7164-7571

2 公表・点検・評価

(1) 学校いじめ防止基本方針は本校のホームページで公表する。

(2) 「アンケート調査」の結果及び対応に関して，「いじめ防止対策推進委員会」において分析を加えるとともに，いじめ問題への取組について，保護者・生徒・教職員による評価（学校評価項目に加える）を実施する。

(3) 「学校いじめ防止基本方針は，年度毎に「いじめ防止対策推進委員会」の活動の振り返りと，(2)の評価結果を踏まえた見直しを行い，必要な修正を加えるものとする。

第6章 いじめ防止対策に関する年間指導計画

月	指 導 内 容	委 員 会
4月		いじめ防止対策推進委員の委嘱
5月	学校生活アンケート①< 5/15 (木)>	いじめ防止対策推進委員会 (第1回) < 5/13 (火) >
6月	いじめ防止対策推進委員会及びいじめ相談窓口の生徒・保護者への周知, いじめチェックリストの配付 保護者面談期間【 4日 (水) ~ 10日 (火)】 職員公開授業 【12日 (木) ~ 20日 (金)】 面談 (教頭・養護教諭等)	
7月	生徒指導講演会 < 7/16 (水) > 「性教育関係を予定」 講師: ピルコン	
9月	いじめ撲滅キャンペーン (ポスターや標語) の実施 (生徒会に要請)	いじめ防止対策推進委員会 (第2回) < 10/28 (火) >
10月	学校生活アンケート②< 10/16 (木) > 手賀沼エコマラソン (ボランティア)	
11月	人権講話 < 11/27 (木) > 面談 (教頭・養護教諭等) 学校評価アンケート	
12月	生徒指導講演会 < 12/18 (木) > 「交通安全関係を予定」 講師:	情報交換会
1月	柏市新春マラソン (ボランティア) 授業評価アンケート	
2月	学校生活アンケート③ (3年) 学校生活アンケート③ (1・2年)	
3月		いじめ防止対策推進委員会 (第3回) < 3/9 (月) >